

京都市選挙管理委員会告示第18号

農業委員会等に関する法律施行令第6条において準用する公職選挙法施行令第26条第1項の規定により次のとおり指定投票区を指定し、指定関係投票区を定めたので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成18年10月20日

京都市選挙管理委員会

委員長 辻川 仁一

1 第1区選挙区

指定投票区	指定関係投票区
第1投票区	第2投票区, 第3投票区, 第4投票区
第5投票区	第6投票区, 第7投票区, 第8投票区, 第9投票区, 第10投票区, 第11投票区, 第12投票区, 第13投票区, 第14投票区

2 第2区選挙区

指定投票区	指定関係投票区
第2投票区	第1投票区, 第3投票区
第4投票区	第5投票区, 第6投票区, 第7投票区, 第8投票区, 第9投票区
第10投票区	第11投票区, 第12投票区, 第13投票区, 第14投票区, 第15投票区

3 第3区選挙区

指定投票区	指定関係投票区
第4投票区	第2投票区, 第3投票区, 第5投票区, 第6投票区, 第7投票区, 第8投票区

4 第4区選挙区

指定投票区	指定関係投票区
第6投票区	第1投票区, 第2投票区, 第3投票区, 第4投票区, 第5投票区, 第7投票区, 第8投票区, 第9投票区

(選挙管理委員会事務局選挙課)